

令和7年度第1回野田市保健医療問題審議会次第

日 時 令和7年9月5日（金）

午後1時30分から

場 所 保健センター3階大会議室

1. 開 会

2. 市長挨拶

3. 議 題

（1）会長の選任について

（2）副会長の選任について

（3）「新型インフルエンザ等対策行動計画」の改定について
（諮問）

（4）「新型インフルエンザ等対策行動計画」の方向性及び今後の
スケジュール等について

4. そ の 他

5. 閉 会

野田市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について

新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、国は令和 6 年 7 月に新型インフルエンザ等対策政府行動計画を抜本的に改定した。また、県は、政府行動計画の改定内容を踏まえ、「千葉県新型インフルエンザ等行動計画」を令和 7 年 3 月に改定した。

新型インフルエンザ等対策特別措置法第 8 条において、市町村長は、都道府県行動計画に基づき、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等の対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」）を感染症有事への備えをいち早く整えるため、令和 8 年 7 月までに「市町村行動計画」を変更することとなっている。

1 背景

平成 25 年 4 月、国は、新型インフルエンザ及び全国的大流行の恐れのある新感染症に対する対策の強化を図り、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」を施行した。また、感染症危機が発生した際、感染拡大を可能な限り抑制し、地方公共団体、事業者等が連携・協力し、発生段階に応じて行動できるようにするための指針として、同年に新型インフルエンザ等対策政府行動計画を策定した。

令和元年 12 月以降、全世界にパンデミックを引き起こした新型コロナウイルス感染症の対応では、国を挙げて新たに保健・医療分野の取組やまん延防止対策を検討しながら、病原体の変異や次々と変化する事象に対し、3 年超にわたり取組を進めてきた。この新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、中長期的に感染拡大と収束を繰り返す感染症を含め、幅広い呼吸器感染症に対応できるように、国は令和 6 年 7 月に新型インフルエンザ等対策政府行動計画を抜本的に改定した。本市では、平成 21 年 5 月に発生した新型インフルエンザ（A/H1N1）対策の経験を踏まえ、平成 26 年 11 月に「野田市新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定していたが、新型インフルエンザ等対策政府行動計画及び千葉県新型インフルエンザ等行動計画と整合性をもち、本行動計画を改定することとした。

2 国の役割

- ・ 新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体と

して万全の態勢を整備する責務を有する。また、WHO（世界保健機関）等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組む。

- ・ 新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努めるとともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。国は、こうした取組等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチン、診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。
- ・ 平時には、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努める。
- ・ 新型インフルエンザ等対策閣僚会議及び当該閣僚会議を補佐する新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。
- ・ 指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。
- ・ 新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。その際、国は、新型インフルエンザ等対策推進会議等の意見を聴きつつ、対策を進める。また、国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

3 県の役割

都道府県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に關し的確な判断と対応が求められる。

このため、平時において医療機関との間に病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材派遣に関する協定を締結し、医療提供体制を整備することや、民間検査機関又は医療機関と平時に検査等措置協定を締結し、検査体制を構築するなど、医療提供体制、保健所、検査及び宿泊療養等の対応能力について、計画的に準備を行う。これにより、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。

こうした取組においては、都道府県は、保健所を設置する市及び特別区（以下「保健所設置市等」という。）、感染症指定医療機関 32 等で構成される都道府県連携協議会等を通じ、予防計画や医療計画等について協議を行うことが重要である。また、予防計画に基づく取組状況を毎年国に報告し、進捗確認を行う。

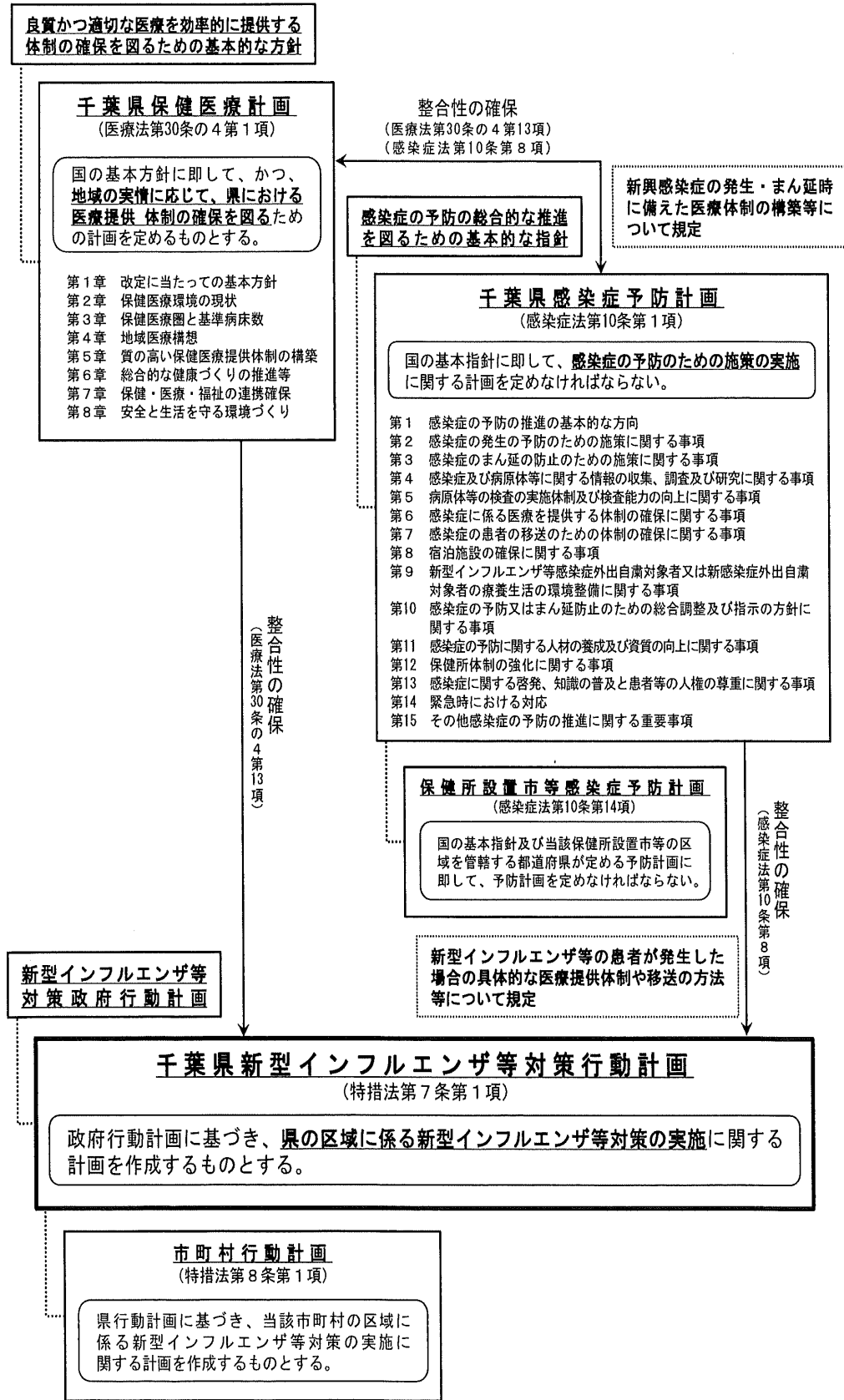
これらにより、平時から関係者が一体となって、医療提供体制の整備や新型

インフルエンザ等のまん延を防止していくための取組を実施し、PDCA サイクルに基づき改善を図る。

4 市の役割

住民に最も近い行政単位として、住民に対する情報提供やワクチンの接種、生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、適切かつ迅速に行うため、特措法に基づいた行動計画を策定し、地域の実情に応じた必要な対策を推進する。また、対策の実施に当たっては、県や近隣の市町村と緊密な連携を図る。

医療計画・予防計画との関係



して万全の態勢を整備する責務を有する。また、WHO（世界保健機関）等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組む。

- ・ 新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努めるとともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。国は、こうした取組等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチン、診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。
- ・ 平時には、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努める。
- ・ 新型インフルエンザ等対策閣僚会議及び当該閣僚会議を補佐する新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。
- ・ 指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。
- ・ 新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。その際、国は、新型インフルエンザ等対策推進会議等の意見を聴きつつ、対策を進める。また、国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

3 県の役割

都道府県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に關し的確な判断と対応が求められる。

このため、平時において医療機関との間に病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材派遣に関する協定を締結し、医療提供体制を整備することや、民間検査機関又は医療機関と平時に検査等措置協定を締結し、検査体制を構築するなど、医療提供体制、保健所、検査及び宿泊療養等の対応能力について、計画的に準備を行う。これにより、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。

こうした取組においては、都道府県は、保健所を設置する市及び特別区（以下「保健所設置市等」という。）、感染症指定医療機関 32 等で構成される都道府県連携協議会等を通じ、予防計画や医療計画等について協議を行うことが重要である。また、予防計画に基づく取組状況を毎年国に報告し、進捗確認を行う。

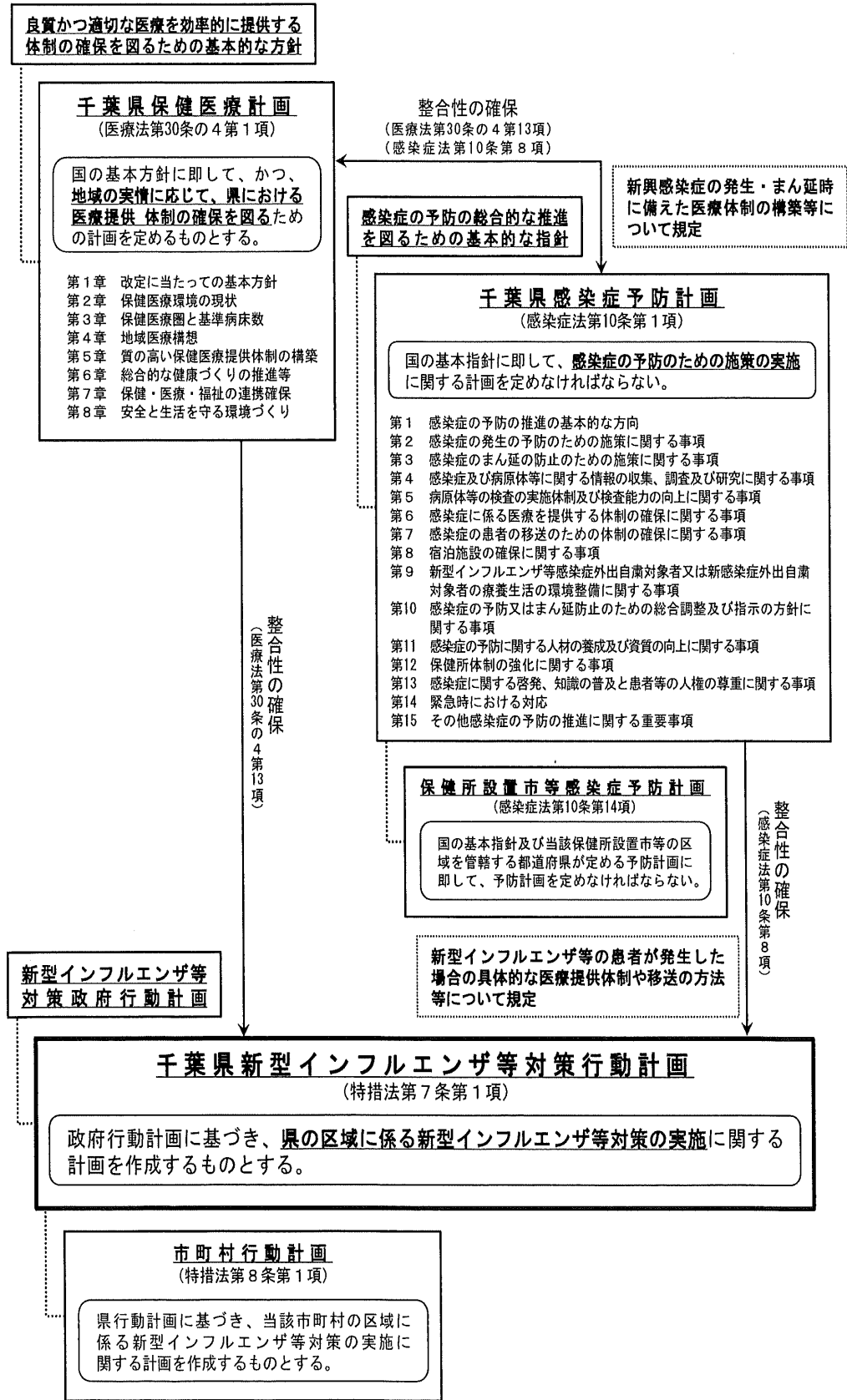
これらにより、平時から関係者が一体となって、医療提供体制の整備や新型

インフルエンザ等のまん延を防止していくための取組を実施し、PDCA サイクルに基づき改善を図る。

4 市の役割

住民に最も近い行政単位として、住民に対する情報提供やワクチンの接種、生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、適切かつ迅速に行うため、特措法に基づいた行動計画を策定し、地域の実情に応じた必要な対策を推進する。また、対策の実施に当たっては、県や近隣の市町村と緊密な連携を図る。

医療計画・予防計画との関係



計画の骨子（案）

- ・平成 26 年度作成した野田市新型インフルエンザ等対策行動計画は、「病原性の高い新型インフルエンザ等」を念頭としていたが、今回の新型インフルエンザ等対策行動計画は、新型コロナウイルス感染症で明らかとなった課題や、これまでの関連する法改正等も踏まえ、新型コロナウイルスや新型インフルエンザ以外も含めた、「幅広い呼吸器感染症」による危機に対応できるように策定する。
- ・政府行動計画や県行動計画、市町村の手引きを踏まえつつ、新型コロナウイルス感染症での対応経験を反映する。
- ・政府行動計画や県行動計画の改定に基づき市行動計画も改定していくことになるが、感染症危機に対する平時の備えに万全を期すとともに、有事においては、感染症の特性や科学的知見を踏まえ、迅速かつ着実に必要な対策を実施できる計画とする。

1) 時期区分

・現行の計画では「未発生期、海外発生期、国内発生早期、国内感染期、小康期」の 5 期であったが、今回策定する新計画においては「準備期、初動期、対応期」の 3 期に分け、準備期の取組を充実させる。

2) 対策項目

これまでの 6 項目（①実施体制、②サーベイランス ③情報提供・共有、④予防・まん延防止⑤医療 ⑥国民生活・国民経済）から 13 項目（①実施体制、②情報収集・分析、③サーベイランス、④情報提供・共有、リスクコミュニケーション、⑤水際対策、⑥まん延防止、⑦ワクチン、⑧医療、⑨治療薬・治療法、⑩検査、⑪保健、⑫物資、⑬国民生活・国民経済）に拡充し、新型コロナウイルス対応で課題となった項目を中心に項目を独立させ記載を充実した。そのうち、野田市が取り組むべき次の 7 項目について策定する。

1 実施体制

- ・新型インフルエンザ等の発生前から、関係機関間において緊密な連携を維持しつつ、人材の確保・育成や実践的な訓練等を通じて対応能力を高めておく。
- ・新型インフルエンザ等の発生時に、平時における準備を基に、迅速な情報収集・分析とリスク評価を行い、的確な政策判断とその実行に繋げていくことで、感染拡大を可能な限り抑制する。

2 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- ・感染症危機においては、情報の錯綜、偏見・差別等の発生、偽・誤情報の流布の恐れがある。
- ・各種対策を効果的に行うため、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行い、リスク情報とその見方の共有等を通じ、市民が適切に判断・行動できるようにする。

3 まん延防止

- ・必要に応じて、まん延防止対策を講ずることで、新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、市民生活及び社会経済活動への影響を最小化する。

4 ワクチン

- ・医療機関や事業者、関係団体等とともに、平時から接種の具体的な体制や実施方法について準備しておく。
- ・接種に当たって、事前の計画を踏まえつつ、新型インフルエンザ等に関する新たな知見を踏まえた柔軟な運用を行う。

5 保健

- ・地域の感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施し、市民の生命及び健康を守る。
- ・平時から情報収集体制や人員体制の構築、新型インフルエンザ等発生時に優先的に取り組むべき業務の整理、ICT の活用等を通じた業務効率化・省力化を行う。

6 物資

- ・感染症対策物資等が医療機関を始めとする関係機関で十分に確保されるよう、平時から備蓄等の推進や円滑な供給に向けた対策等を講ずる。

7 市民生活及び市民経済の安定の確保

- ・新型インフルエンザ等発生時に備え、事業者や市民等に必要な準備を行うことを勧奨する。
- ・新型インフルエンザ等の発生時には、市民生活及び社会経済活動の安定の確保に必要な対策や支援を行い、事業者や市民等は平時の準備を基に、自ら事業継続や感染防止に努める。

その他

「別紙1 新型コロナウイルス感染症対応の教訓と今後の対策」については、評価と課題を分析して、素案に反映させていく予定です。

新型インフルエンザ等対策行動計画の スケジュールと今後の方向性

野田市保健センター
令和7年9月5日

新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的戦略

新型インフルエンザ等対策特別措置法の目的 新型インフルエンザ等に対する対策の強化を図り、もって新型インフルエンザ等の発生時において国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活および国民経済に及ぼす影響が最小となる ようにすることを目的とする。(第1条抜粋)

主たる目的と戦略

①感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する

- ・感染拡大を抑えて、市民の健康を保持するとともに、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備や国が行うワクチン製造等のための時間を確保する。
- ・流行のピーク時の患者数等なるべく少なくして、医療提供体制への負荷を軽減 するとともに、医療提供体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることにより、治療が必要な患者が適切に医療を受け られるようにする。
- ・適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

②市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする

- ・感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替を円滑に行うことにより、市民生活及び社会経済活動への影響を軽減する。
- ・地域での感染対策等により、欠勤者の数を減らす。
- ・事業継続計画の作成、実施により医療の提供の業務又は市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

政府行動計画の改定のポイント

記載項目	改定前	改定後
策定／改定	2013年策定 2017年に一部改定	策定以降、初の抜本的改正 ★新型コロナウイルスの経験を踏まえ、対策を具体化 ★内閣感染症危機管理統括庁、国立健康危機管理研究機構の設置 ★国、都道府県の総合調整・指示権限拡充によるガバナンス強化
対象疾患	新型インフルエンザがメイン	新型コロナウイルス・新型インフルエンザ以外の幅広い呼吸器感染症も念頭に記載を充実
時期区分	「未発生期、海外発生期、国内発生早期、国内感染期、小康期」の5期	3期(準備期・初動期・対応期) 準備期の取組を充実
対策項目	6項目 ①実施体制、②サーベイランス ③情報提供・共有、④予防・まん延防止⑤医療 ⑥国民生活・国民経済	13項目に拡充 ①実施体制②情報収集・分析③サーベイランス ④情報提供・共有、リスクコミュニケーション⑤水際対策 ⑥まん延防止⑦ワクチン⑧医療⑨治療薬・治療法、⑩検査 ⑪保健⑫物資⑬国民生活・国民経済 新型コロナウイルス対応で課題となった項目を中心に 項目を独立させ記載を充実
横断的視点	—	各分野横断的な取り組みとして5つの視点を設定 人材育成、国と地方公共団体との連携、DXの推進、研究開発支援、国際連携
複数の感染拡大への対応	— 比較的短期の終息が前提	対策の機動的切替え ワクチンや治療薬の普及に応じた対策の緩和も明記 DXにより疫学・臨床情報を迅速に収集、分析し施策に活かす体制を構築
実効性担保	おおむね毎年度フォローアップ	実施状況の毎年度フォローアップ おおむね6年ごとの改定を検討

野田市新型インフルエンザ等対策行動計画」改定について

令和6年7月 新型インフルエンザ等対策政府行動計画改定



○ 政府行動計画に基づき作成
↳ 政府行動計画の改定内容を踏まえて県行動計画を改定

令和7年3月 千葉県新型インフルエンザ等対策行動計画改定



新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条に基づき政府行動計画や県行動計画、市町村の手引きを踏まえつつ、平成26年11月に策定した「野田市新型インフルエンザ等対策行動計画」を令和8年7月までに改定することとした。

令和8年7月まで 野田市新型インフルエンザ等対策行動計画改定予定

野田市 計画の骨子(改定ポイント)

対策の切替えポイントの視点で
「準備期」「初動期」「対応期」
3期に分けて記載
特に準備期の取組を充実
平時の準備

改定のポイント

- ①新型インフルエンザ以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定
- ②対応時期を下図のように定め、感染拡大の繰り返しや対策の長期化も念頭に置いたシナリオを想定
準備期：感染症有事に備えた取組を実施
初動期：病原体の性状が未知で情報が極めて少ない中であっても、機動的に対処
対応期：4つの段階に分け、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替え

区分	対応時期の定義
準備期	新たな感染症危機の発生前の段階(P)
初動期	新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階(A)
対応期	政府対策本部が設置され、基本的対処方針が策定・公示されて以降の段階 ◆封じ込めを念頭に対応する時期(B) ◆病原体の性状等に応じて対応する時期(C-1) ◆ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期(C-2) ◆特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期(D)

野田市の計画改定ポイント

新型コロナ対応で課題となった項目を中心に項目を独立させ
感染症危機への事態 対処の実情に合わせて記載を充実
政府行動計画 13項目のうち7項目
対策項目の拡充

対策項目	主な記載
①実施体制	・新型インフルエンザ等の発生前から、関係機関間において緊密な連携を維持しつつ、人材の確保・育成や実践的な訓練等を通じて対応能力を高めておく。 ・新型インフルエンザ等の発生時に、平時における準備を基に、迅速な情報収集分析とリスク評価を行い、的確な政策判断とその実行に繋げていくことで感染拡大を可能な限り抑制する。
②情報提供・共有、リスクコミュニケーション	・感染症危機においては、情報の錯綜、偏見・差別等の発生、偽・誤情報の流布の恐れがある。 ・各種対策を効果的に行うため、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行い、リスク情報とその見方の共有等を通じ、市民が適切に判断・行動できるようにする。
③まん延防止	・必要に応じて、まん延防止対策を講ずることで、新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、市民生活及び社会経済活動への影響を最小化する。
④ワクチン	・医療機関や事業者、関係団体等とともに、平時から接種の具体的な体制や実施方法について準備しておく。 ・接種に当たって、事前の計画を踏まえつつ、新型インフルエンザ等に関する新たな知見を踏まえた柔軟な運用を行う。
⑤保健	・地域の感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施し、市民の生命及び健康を守る。 ・平時から情報収集体制や人員体制の構築、新型インフルエンザ等発生時に優先的に取り組むべき業務の整理、ICTの活用等を通じた業務効率化・省力化を行う。
⑥物資	・感染症対策物資等が医療機関を始めとする関係機関で十分に確保されるよう平時から備蓄等の推進や円滑な供給に向けた対策等を講ずる。
⑦市民生活及び市民経済の安定の確保	・新型インフルエンザ等発生時に備え、事業者や市民等に必要な準備を行うことを勧奨する。 ・新型インフルエンザ等の発生時には、市民生活及び社会経済活動の安定の確保に必要な対策や支援を行い、事業者や市民等は平時の準備を基に、自ら事業継続や感染防止に努める。

野田市の計画改定ポイント

● 新型コロナ対応における主な課題

1 実施体制

国・県
からの
情報入手

市の業務や
体制構築

2 情報提供・共有・リスクコミュニケーション

感染者・濃厚
接触者の行動歴
や経過観察者等
の情報の把握

発熱相談窓口や
コールセンター業務の
迅速な対応と業
務の効率化

3 まん延防止

緊急時におけ
る医師会、歯
科医師会、薬
剤師会等との
連携

市独自施策
を行う上で
法令等が障
壁

4 ワクチン

ワクチン供給
状況を踏まえ
た優先順位の
設定、接種体
制の仕組みづ
くり

5 保健

県との円滑な
連携体制の確
立と迅速に対
応できる体制
や支援策の整
備

6 住民生活及び地域経済の安定の確保

感染者や医
療従事者へ
の偏見を助
長しない啓発
活動の実施

コロナ対応の経験を「野田市新型インフルエンザ等対策行動計画」に反映

「野田市新型インフルエンザ等対策行動計画」改定スケジュール（案）

		4月			5月			6月			7月			8月			9月			10月			11月			12月			1月			2月			3月		
		1	10	20	1	10	20	1	10	20	1	10	20	1	10	20	1	10	20	1	10	20	1	10	20	1	10	20	1	10	20	1	10	20			
保健医療問題審議会																【諮問】 第1回					第2回			第3回									第4回 【答申】				
〈審議会内容〉																現行の見直し 計画の方向性					素案の検討とパブコメ の実施について												パブコメの結果に ついて 計画の検討・決 定				
計 画 策 定	計画素案作成	現行計画の評価 次期計画の方向性の検討										素案作成										素案修正															
	調整会議・主管者会 議																							▲調 整		●主 管 者											
	市報・市ホームページ 掲載 (パブコメ・計画策定)																									●予 告	●市報 1/1号掲載 (1/15号)							●結 果 公 表			
	パブリックコメント																									●メ 実 施	●パ ブ コ メ	●意 見 募 集	●締 切	意見取りまとめ					●結 果 公 表		
	計画原案作成																										計画案作成										
	県への調整・確認																									調整・確認									●計 成 画 書		

新型コロナウイルス感染症対応に関する課題及び対策

1 実施体制

<課題>

限られた情報の中で体制構築を行うために必要な情報を国や県から入手すること

<対策>

- ・ 国からの情報システム（医療機関等情報支援システム（G-MIS）や 広域災害救急医療情報システム（EMIS））に加え、県主催の会議や保健所との連携を通じて確実に情報を入手・整理・庁内共有できる体制を構築する。
- ・ 市は、新型インフルエンザ等対策を適確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、必要に応じて国や県に対して迅速な情報の提供を求めていく。

<課題>

緊急時における市の業務や体制整備の構築

<対策>

- ・ 緊急時は、全庁一体となった取組を推進することが重要である。
- ・ 市では、災害に即した業務継続計画（BCP 計画）を作成しているものの、新型インフルエンザ等発生時に活用するには不十分であることから、新型インフルエンザ等、発生時に備えて、役割分担や優先業務の明確化を行っていく。
- ・ 新型インフルエンザ等の発生を想定し、関係部局との連携を強化する。

2 情報提供・共有・リスクコミュニケーション

<課題>

感染者、濃厚接触者の行動歴や経過観察者等の情報の把握

<対策>

- ・ 感染拡大防止の施策を講じるため感染状況、新規感染者やクラスター等に係る情報をリアルタイムで県から入手できるよう、情報伝達ルートを明確化し、メール、FAX、オンライン会議、専用ポータルなど複数の手段で情報の把握ができるようにする。

<課題>

発熱相談窓口やコールセンター業務などの迅速な対応や業務の効率化

<対策>

- ・ 事前に相談対応マニュアルを共有して、全庁的に市の職員が発熱相談やコールセンターでの業務に従事した。しかし、専門的な知識を要する相談や刻々と変わる市民からの相談内容に苦慮した経験から、市民からの問い合わせ内容を踏まえて、市民がどのような情報を必要としているのかを把握し、国や県から

の新しい情報を交えつつ市民の不安等に応じるための情報提供が行えるよう適宜相談マニュアルを改定し、迅速かつ的確に対応していく。

3 まん延防止

<課題>

緊急時における医師会、歯科医師会、薬剤師会等との連携

<対策>

- ・新型コロナウイルス感染症発生時には、医師会、歯科医師会、薬剤師会等関係機関と相互に連携し、対応を行ってきた。今後も、新型インフルエンザ等の発生に備え、日頃から会議等を開催し、情報共有を密に行うなどより一層の連携を強化していく。

<課題>

市民の安心安全を確保するため市独自施策について、法的に制約が多く実施に障壁がある。

<対策>

- ・市民の安心を確保するために、有事の際には国の制度や手続きの枠組みなど柔軟に対応できるように国に要望していく。

4 ワクチン

<課題>

ワクチン供給状況を踏まえた効果的な優先順位の設定と市民へのわかりやすい情報提供、接種体制を持続可能に運営する仕組みづくり

<対策>

- ・ワクチン接種の優先順位の設定に時間を要したことから、新型インフルエンザ等感染症発生時のワクチン接種の優先順位を設定する際は、感染症の特性や感染することで影響の出る世代などを考慮した平時からシミュレーションを行なう。
- ・ワクチン接種の円滑な実施が可能となるよう、医師会等と連携の上、効果的な優先順位の検討など接種体制について検討を行う。また、必要に応じ、接種会場において円滑な接種を実施できるよう接種の流れを確認するシミュレーションを行うなど接種体制の構築に向けた訓練を平時から行う。
- ・市民が情報を受け取る媒体やその受け止めが千差万別であることから、必要に応じて専門的知見を有する者等からの助言等を踏まえながら、利用可能なあらゆる情報媒体（市ホームページ、まめメール、にじいろ Navi などの SNS 等）を活用し、国内外の新型インフルエンザ等の発生状況、感染拡大防止措置等の対策等について、市民に対し迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。

5 保健

<課題>

市と県とで円滑な連携体制を確立するとともに、迅速に対応できる体制や支援策の整備

<対策>

- ・国からの情報システムについては、医療機関等情報支援システム（G-MIS）や 広域災害救急医療情報システム（EMIS）を通して、情報システムが構築されているものの、活用できる職員が限定されていることから情報システムを活用した訓練を行うことで、保健センター職員がアクセスできるようにする。また、平時から感染症対応に対する県と市の役割分担や緊急時の連絡体制を明確化するなど迅速に対応できる体制や支援策について、日頃から保健所と連携していく。

6 住民の生活及び地域経済の安定の確保

<課題>

感染者や医療従事者への偏見を助長しない啓発活動の実施

<対策>

- ・新型コロナ感染症の発生当初、感染者や医療従事者に対しての偏見などが社会問題となったことから、市民が感染症に関する正しい知識を持つことができるように、可能な限り科学的な根拠等に基づいて適切に判断・行動できるような情報提供を行う。

新型インフルエンザ等行動計画策定スケジュール

		4月			5月			6月			7月			8月			9月			10月			11月			12月			1月			2月			3月		
		1	10	20	1	10	20	1	10	20	1	10	20	1	10	20	1	10	20	1	10	20	1	10	20	1	10	20	1	10	20	1	10	20			
保健医療問題審議会																	【諮問】 第1回					第2回			第3回							第4回 【答申】					
〈審議会内容〉																	現行の見直し 計画の方向性					素案の検討とパブコメ の実施について										パブコメの結果に ついて 計画の検討・決定					
計 画 策 定	計画素案作成	現行計画の評価 次期計画の方向性の検討										素案作成											素案修正														
	調整会議・主管者会議																								▲調整		●主管者										
	市報・市ホームページ 掲載 (パブコメ・計画策定)																									●予告	●市報 1/1号掲載 (1/15号)						●結果公表				
	パブリックコメント																									準備・予告		●メ 実パ 施ブ コ	●意見募集	●締切			●結果公表				
																													意見取りまとめ								
	計画原案作成																										計画案作成										
県への調整・確認																									調整・確認									●計 成 画 書			